

第 1 2 回香南市農業委員会議事録（令和 3 年 1 2 月）

1. 開催日時 令和 4 年 1 月 5 日（水） 午後 1 時 3 5 分から午後 2 時 1 7 分

2. 開催場所 香我美市民館 1 階大ホール

3. 出席委員（3 7 人）

農業委員（1 8 人）

1 番安岡洋光（会長職務代理）、2 番加藤 明、4 番石丸典男、5 番松村一恵、6 番溝渕洋介、7 番矢野由美子、8 番横田榮介、9 番野島利英、1 0 番井澤 傳、1 1 番門脇芳充、1 2 番百田順一、1 3 番岡村 彰、1 4 番近森一夫、1 5 番柳本 章、1 6 番三浦輝之、1 7 番西村政吉、1 8 番久武恵一、1 9 番恒石 巖（会長）

農地利用最適化推進委員（1 9 人）

1 番乾 祐司、2 番水田恭二、3 番恒石 謙、4 番小松正文、5 番杉村敬介、6 番高倉 享、7 番小松英介、8 番松山 好、9 番宮崎誠二、1 0 番小松達夫、1 1 番村上信一郎、1 2 番野嶋由慎、1 3 番黒岩健志、1 4 番岩川 覚、1 5 番山本 智、1 6 番柳本佳洋、1 7 番末久直樹、1 8 番河崎勝實、1 9 番久武光顯

4. 欠席委員

3 番 藤村和明、

5. 議事日程

（1）開 会（会長）

（2）議事録署名委員の指名 1 5 番柳本 章 1 6 番三浦輝之

（3）議 事

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 非農地証明について

議案第 4 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による農地取得下限面積の設定について

議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第 6 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

その他の件

6. 委員以外の出席者 農業委員会事務局長 中邑 彰彦
農業委員会事務局主事 刈谷 弘法

7. 会議の概要

議長 ただ今から第 1 2 回香南市農業委員会を開催致します。
新年おめでとうございます。昨年は香南市におきましても何かと多事、多難の

年であったと思います。年が改まりました。気分を引き締めて頑張っていきましょう。今年もどうぞよろしくお願いいたします。
最初に本日の出席委員の報告をお願いします。

(開会 13 時 35 分)

事務局 本日の出席委員は 18 名です。香南市農業委員会総会会議規則第 8 条の規定により、総会は成立していることをご報告いたします。
なお、欠席の連絡があったのは 3 番農業委員です。

議長 次に本日の議事録署名委員を指名させていただきます。15 番柳本委員、16 番三浦委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願いいたします。
なお、本日も現地案件がございましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、バス移動を自粛し中止することとしましたので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。
農業委員会等に関する法律第 31 条議事参与の制限により 47 番の案件について先に審議します。2 番委員は退席をしてください。

議長 それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして、受付番号 47 番の説明を致します。
申請地は野市町うしろ台字豊作田 30 番外 1 筆、地目は田、面積は 4,755㎡です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。また、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば 1 番農業委員さんお願いします。

1 番 別に問題はありません。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問はありませんか。

議長 ないようでしたら 3 条 47 番、採決にはいります。

議長 農地法第 3 条、1 件許可に賛成の方は挙手願います。

議長 全員挙手という事で、許可に決定いたします。
2 番委員に入室するように言ってください。

議長 引き続きまして、残りの案件につきまして事務局より説明願います。

- 事務局 続きまして、受付番号４８番の説明を致します。
申請地は夜須町坪井字ハエ山１６５０番７、地目は畑、面積は１５７㎡です。
譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。また、お手元に配布して
います調査書の内容どおり農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件
の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば９番農業委員さんお願いします。
- ９番 問題はないと思います。
- 議長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。
- 議長 ないようでしたら、採決に入ります。農地法第３条１件許可に賛成の方は挙手
願います。
- 議長 全員挙手という事で、許可に決定いたします。
- 議長 続きまして、議案第２号農地法第５条の規程による許可申請についてを議題と
いたします。
事務局より説明をお願いします。
- 事務局 農地法第５条の規定による許可申請につきまして受付番号５１番の説明を致し
ます。
申請地は、野市町東野字タノ丸１９７番１８、地目は田、面積は５０㎡です。
位置図及び配置図は１ページから３ページ、現況写真は１ページをご覧ください。
申請地は香南市役所本庁舎の南東約４００ｍに位置し、申請地の北側に隣接し
譲受人が売買契約済みである宅地１９７番６と一体的に利用し、北側宅地内にあ
る既存住宅を建て替えた上で、申請地を住宅用の駐車場および通路とするもので
す。
周囲の状況は、北は一体利用地である宅地、西は雑種地および同意のある田、
南は香南市公衆用道路を挟み宅地および譲渡人所有の田、東は宅地および１９７
番２６の田ですが、この田は現況が農業用倉庫用地です。
農地の区分としては、「香南市役所本庁舎から８００ｍ以内にある農地」で第
２種農地に該当すると判断します。
造成・整地計画につきましては、整地のみで嵩上げはなく、駐車場部分はコ
ンクリート舗装する計画です。
排水につきましては、位置図及び配置図は３ページの排水計画図のとおり、申
請地部分は駐車場および通路ですので、雨水のみで、南側道路側溝へ自然放流さ
れます。北側宅地部分の排水については、雨水は既設排水管を通して北側の青線
へ排水し、生活雑排水は北側赤線に埋設された公共下水道管へ接続して処理する
計画です。北側青線への排水管については既設であり新たな工事はありません。
公共下水への接続については香南市上下水道課と事前協議済みです。
なお、申請地および一体利用地は現状、建築基準法上の道路に接道がとれてい
ないため、建築にあたっては建築基準法第４３条第２項第１号の認定が必要で
すが、これについては高知県建築指導課で認定の見込みありと確認済みです。

補足説明があれば1番農業委員さんお願いします。

1番 事務局の説明どおり、建替えの宅地と一体利用して駐車場と通路にするということで、別に問題ありません。

事務局 続きまして、受付番号52番の説明を致します。
申請地は、野市町西野字チノ丸753番1、地目は田、登記面積は2,119㎡、実測面積は2,119.89㎡です。
位置図及び配置図は4ページから9ページ、現況写真は2ページ・3ページをご覧ください。
申請地は、香南市役所本庁舎の北西 約580メートルに位置し、集合住宅2棟を建築するものです。
周囲の状況は、北と南は宅地、東は青線を挟み宅地および転用許可済みの土地、西は赤線・青線を挟み宅地、北西と北東は同意のある田、です。
農地の区分としては、「香南市役所本庁舎から800m以内にある農地」で第2種農地に該当すると判断します。
造成につきましては、位置図及び配置図は8ページと9ページの造成計画図のように、約19cm盛土をして整地し、建築地以外はアスファルト舗装とする計画です。
位置図及び配置図5ページから7ページに排水計画図を掲載しておりますが、排水につきましては、位置図及び配置図7ページのように、生活雑排水は合併処理浄化槽で処理後、申請地西側の青線へ排水します。また、雨水につきましては、申請地内に5ヶ所雨水浸透枡を設置し、溢れる分は、位置図及び配置図5ページの排水流域図ように分かれて、申請地の西側および東側にある青線へ排水する計画です。
なお、排水に関しては地元の同意を得ています。
また、進入については、現況写真2ページの航空写真のとおり、申請地より約70m 東にある県道から、申請地東側にある公衆用道路を通り進入する計画で、この公衆用道路については所有者からの通行承諾を得ております。
申請地の西側および東側にある赤線・青線に関しては、その整備・排水管設置・通路橋設置の工事および使用について香南市住宅管財課より許可済みです。
また、建築のためには、建築基準法第42条第1項第5号道路（位置指定道路）となっている申請地東側の公衆用道路を約1メートル延長する必要がありますが、この延長道路の位置指定につきましては高知県建築指導課と事前協議済みです。
なお、令和3年12月27日に開催された開発審査会でも、この計画で承認を得ております。
補足説明があれば6番農業委員さんお願いします

6番 事務局の説明どおりで問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号53番の説明を致します。
申請地は、夜須町坪井字ハエ山1053番1、地目は畑、面積は346㎡です。
位置図及び配置図は10ページと11ページ、現況写真は4ページと5ページをご覧ください。

申請地は香南市役所夜須庁舎の西南西 約 275メートルに位置し、譲受人が自己住宅を建築するものです。

周囲の状況は、北と西は宅地、南は香南市道を挟み宅地、東は香南市道を挟み宅地と「457番1の田」および「437番の畑」ですが、この「457番1の田」については申請地から約10メートル以上離れており、「437番の畑（香南市）」については現況が集会所用地（夜須西町集会所）であり、どちらの土地も営農への影響はないと判断します。

農地の区分としては、「香南市役所夜須庁舎から概ね300m以内にある農地」で、第3種農地に該当すると判断します。

土地利用計画図は位置図及び配置図11ページのとおり、造成・整地計画につきましては、20センチの盛土を行い、駐車スペースはコンクリート仕上げ、それ以外は砕石敷きで整地する計画です。

排水につきましては、生活雑排水は南側市道に埋設された公共下水道管へ接続して処理、雨水は東側市道の既設水路へ排水します。

排水に関しては地元の同意を得ており、東側市道側溝への排水管設置については香南市建設課より許可済みです。また、公共下水道への接続が可能である旨は香南市上下水道課と事前協議済みです。

補足説明があれば9番農業委員さんお願いします。

9番 問題はありません。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

議長 ないようでしたら裁決にはいります。5条3件許可に同意される方は挙手願います。

議長 全員挙手により、許可に同意し意見書をつけまして、知事に送付いたします。

議長 続きまして、議案第3号非農地証明についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局 非農地証明願につきまして説明を致します。議案書は5ページをご覧ください。
受付番号38番の説明を致します。

なお、はじめに議案書の訂正をお願いします。議案書5ページ右下の担当する農業委員さんの番号に「3番委員」と記載しておりますが、これは記載ミスで、正しくは「15番委員」です。申し訳ありませんが訂正をお願いいたします。

申請地は、香我美町奥西川字クラガリサコ乙3601番1外44筆、地目は田および畑、面積は合計で63,276㎡です。

位置図は12ページ、現況写真は6ページから9ページをご覧ください。

申請地は昭和30年に杉および桧を植林して山林となり、平成20年に伐採したそうですが、現在も雑木が生育しております。

現況写真6ページには令和2年現在の航空写真を、次の7ページには約15年前の平成18年の航空写真を掲載しております。なお、8ページと9ページには申請者より提出のあった現地の写真と撮影箇所の地図を載せております。

補足説明があれば15番農業委員さんお願いします。

15番 別に問題はありません。すべて山林になっています。

事務局 続きまして、受付番号39番の説明を致します。
申請地は、野市町西野字ヨノ丸2554番1、地目は畑、面積は124㎡です。
位置図は13ページ、現況写真は10ページをご覧ください。
申請地は地権者が相続する以前の昭和47年頃に平屋建ての家を設置し現在に至ります。
補足説明があれば、3番農業委員さんに代わって1番推進委員さんお願いします。

1番
推進委員 報告通りで問題ありません。

事務局 続きまして、受付番号40番の説明を致します。
申請地は、香我美町上分字北野880番6、地目は田、面積は43㎡です。
位置図は14ページ、現況写真は11ページをご覧ください。
申請地は現地住民の要望で昭和55年7月20日より駐車場として賃貸借し現在に至ります。
補足説明があれば、13番農業委員さんお願いします。

13番 別に問題はありません。空き家バンクに登録する案件で、現状のままでは登録できないという事での申請です。

事務局 続きまして、受付番号41番と、次の受付番号42番は同じ地区ですので、2件続けて説明を致します。
受付番号41番の申請地は、香我美町徳王子字螢2766番、地目は畑、面積は208㎡です。
受付番号42番の申請地は、香我美町徳王子字玉葛2510番、地目は畑、面積は9.91㎡です。
位置図は15ページと16ページ、現況写真は12ページをご覧ください。
申請地は、受付番号41番は昭和60年頃より、受付番号42番は平成元年頃より、それぞれ人手不足や高齢化により耕作を放棄し、竹林が生育して現在に至ります。
受付番号41番と42番に関して、補足説明があれば、12番農業委員さんお願いします。

12番 2件とも山林化しておりまして問題ありません。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。

議長 ないようでしたら採決に入ります。
非農地証明5件、許可に同意される方は挙手願います。

議長 全員挙手により、許可に同意ということに決定を致します。

議長 続きまして、議案第４号農地法第３条第２項第５号の規定による農地取得下限面積の設定についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第３条第２項第５号の規定による農地取得「下限面積」の設定について１１番の説明いたします。農地付き空き家バンクの地番指定の案件です。議案書７ページ、８ページと現況写真１３ページから１４ページをご覧ください。
申請地は香我美町上分字高砂９３５番１。地目は畑で面積は１８１㎡です。
所有者は県外に在住しており、空き家バンクに登録して、宅地に隣接している農地も一緒に売買したいということでの申請です。
現地は、草刈り等で保全管理はされていますが、遊休農地状態で、今後も耕作する見込みのない土地であります。
補足説明があれば１３番農業委員さんお願いします。

１３番 事務局の説明どおりで、別に問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号１２番の説明をします。
申請地は夜須町十ノ木字圓通南路３７４番２外２筆、地目は畑で面積は合計で６５７㎡です。この農地は昨年８月に地番指定をし、１０月の総会において３条の許可があり、所有権の移転が登記完了したため地番指定を解除するものです。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。

議長 ないようでしたらお諮りします。
農地法第３条第２項第５号の規定による農地取得下限面積の設定について２件、提案のとおり決定することに、ご異議ない方は挙手願います。

議長 全員挙手により、提案どおり決定いたします。

議長 議案書案件を終わりました承認案件ですが、全員書類の方は見ていただいたでしょうか。見ていない方は確認していただくようお願いします。
全員、確認していただいたでしょうか。
それでは、お諮りいたします。議案第５号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について、利用権の設定２件、中間管理事業による所有権の移転２件、ご異議ございませんか。
（異議なしの声）
異議なしと認め、承認することとします。

議長 議案第６号農地法第３条の３第１項の規定による届出について１件ご異議ございませんか。
（異議なしの声）

議長 異議なしと認め受理することとします。

議長 以上、本日予定していましたすべての案件につきまして、審議は終了しましたが、何か他にございませんか。

議長 ないようでしたら、以上で第１２回の香南市農業委員会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

 なお、次回の農業委員会は、２月２日（水）午後１時３０分から、この場所で行いますので、よろしくお願いします。

（ 閉会 １４時１７分 ）

議事録署名人

議事録署名人

会 長